Vol.2019-EIP-83 No.3
2019/2/15

EU における e プライバシー規則案を巡る現状と課題 —GDPR（EU 一般データ保護規則）との関係を踏まえて—

寺田麻佑 [13] 板倉陽一郎 [23]

EU において，e プライバシー規則案の検討が進められている．本規則は，様々な影響を日本企業にも及ぼす可能性が指摘されている．本論考は，現在時点における検討状況と，指摘される問題点や課題について，特に GDPR との関係も含めて検討を行う．

Current Situation and Issues over the Draft e-Privacy Regulation in the EU—Based on its relation to the GDPR (General Data Protection Regulation) —

MAYU TERADA[†1] YOICHIRO ITAKURA [‡2]

In the EU, consideration of a draft e-privacy regulation is currently underway. It is pointed out that this regulation may have a considerable impact on Japanese companies as well. This paper considers details of the examination's progress at present and then discusses the problems and issues which are pointed out. In particular, the relationship of the draft e-Privacy Regulation with GDPR (General Data Protection Regulation) is also considered.

1. e プライバシー規則案と GDPR—問題の所在

e プライバシー規則案(電子通信プライバシー規則案，以下 e プライバシー規則案という）は，2018 年 5 月 25 日から適用が開始されている EU の一般データ保護規則 GDPR(General Data Protection Regulation, 以下 GDPR という)の特別法(lex specialis to the GDPR)として[1]，電子通信分野の保護を強化する枠組みを提供するものである[2]．すなわち，通信が個人情報を含む場合，原則的に GDPR が適用されるが，e プライバシー規則案がより詳細な規則を定めている場合，その規則が優先されることとなる．

この e プライバシー規則案は，通称クッキー法案などと言われ，欧州においても，欧州主体の Publisher(出版社)などによって，現行法よりもはるかに厳しい規制が課される結果，クッキー技術が一般的に使えなくなるのではないかという形で懸念が表示されてきた[3].

現在はまだ審議中であるが，e プライバシー規則案が制定されると，データのコントロールがユーザーにとってより行いやすくなると欧州議会等の議論によって好意的に受け止められる一方，規則が施行されると，ユーザーの使用記録の追跡やデータの収集が現在以上に，格段に厳しくなることを受けて，現在多くの人が利用しているサービスが提供されなくなるなど，高額になる可能性なども指摘されている[4]．実際に e プライバシー規則案を提案する前のコンサルテーションの段階においても，消費者はかかる規制強化を歓迎し，サービス提供者たちは，かかる規制強化に反対する姿勢が明確であった[5].

そこで，以下においては，e プライバシー規則案の位置付けを確認するとともに，規制内容の提案に関する検討状況をみて，規制内容の提案から見える具体的な論点とすでに発効している GDPR との関係から，今後日本も含めた産業界がどのように影響を受ける可能性があるのかについて，検討を進めることとする．

2. e プライバシー規則案の位置付け

2.1 —欧州デジタル単一市場の中の e プライバシー規則案

e プライバシー指令の検証は，欧州デジタルシングルマーケット戦略によって2015年5月に提案された一つの重要な柱であり，e プライバシー指令を再検証することによってデジタルサービスの信頼とセキュリティを強化することを目的としている[6].

2015 年 5 月にＥＵにおいては，欧州デジタル単一市場戦略が発表された．この単一市場戦略は，これまでのＥＵの情報通信分野における枠組みを見直し，新たな技術発展に合わせて，規制の組換えと整備を提言するものであった[7]．e プライバシー規則案は，欧州デジタル単一市場戦略のなかで 2016 年までに対応すると提案されていた大きな柱の２の中に入っており，今回の指令から規則案への提案も，欧州デジタル単一市場戦略の一環と

1 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University
2 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices
3 理化学研究所革新知能統合研究センター（AIP）
RIKEN AIP

ⓒ 2019 Information Processing Society of Japan

してのものである．

2.2 欧州連合基本権憲章・EU 競争法（機能条約）との関係

欧州連合基本権憲章第 7 条は，私的及び家庭生活の尊重について，「何人も，自己の私的および家庭生活，住居ならびに通信の尊重に対する権利を有する」と定めている[8]．また，同第 8 条は，個人情報の保護について定めているところ，そのうち 8 条（１）は「何人も，自己に関係する個人情報の保護に対する権利を有する」と定めている[9]．さらに，欧州連合の機能に関する条約(EU 競争法，EU 機能条約）16 条 1 も，皆，それぞれに関係する個人樹法の保護に対する権利を有すると定めている[10]．特に，基本権憲章 7 条に記される通信プライバシーの尊重は，私的生活や家庭生活や通信の尊重に関する権利の本質的要素を構成しているとされ，誰からどのような電子通信がなされ，それぞれの主体でやり取りされた情報がどのようなものだったのであったのかといった情報については，やり取りをしている主体以外には暴露されてはならないこととされる[11]．

今般の e プライバシー規則案は，GDPR とともに，GDPR を強化し補完する法体系を構成するものであり，より強固なプライバシー規制を提案するものである．このことによって，公的なネットワーク上の通信が基本的権利である高いレベルのデータ保護とプライバシーを，使われる技術がどのようなものであっても保障されることとなる，と説明されている[12]．

基本的権利への影響について，具体的に，e プライバシー規則案は，欧州連合基本権憲章の第 7 条および第 8 条に従って電子通信に関連して処理されるプライバシーおよび個人データの保護をより効果的にするものであり，その保護レベルを高めることを目的としていると説明がなされている．このように通信の機密性の効果的な保護をおこなうことが，個人情報保護の権利や思想，良心，宗教の自由や，表現の自由，情報およびその他の関連する権利の行使にも不可欠であるため，憲章に定められる基本的な権利を支える重要な権利の保護・強化という位置づけであるということができる[13]．

[参考図]

（https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/proposal-epriv acy-regulation）

2.3 クッキーに対するインフォームドコンセント（事前同意）や個人情報保護に関する個人データの侵害の規制

e プライバシー指令では，Cookie（ユーザーの Web ブラウザに保存されている小さなテキストファイル）がインターネットに接続されているコンピュータ，スマートフォン，その他のデバイスに保存されてアクセスされる前にユーザーによって同意されることを保証しているところ，e プライバシー規則案では，ユーザーがより高いレベルまたはより低いレベルのプライバシーを選択する「プライバシー・バイ・デザイン」という概念が導入されている[14]．

また，通信事業者やインターネットサービスプロバイダは膨大な量の顧客データを保有しているため，それを機密かつ安全に保管しなければならないところ，そういった重要な情報が盗まれたり失われたり，違法にアクセスされたりすることがあるため，e プライバシー規則案は，プロバイダがあらゆる「個人データの侵害」を国内の当局に報告し，個人データまたはプライバシーに関連するリスクを利用者または個人に直接通知することを保証することが考えられている[15]．

なお，特に個人データの侵害の具体的規定については，GDPR の一般規定が適用されることとなるとされている[16]．

3. e プライバシー規則案の検討経緯

欧州委員会が電子通信プライバシー指令（2002/58/EC）を置き換える形で e プライバシー規則案を提案したのは 2017 年 1 月である[17]．

欧州委員会は，当該規則案の提案以前に，アンケートやパブリックコンサルテーション等を行っている．そこで，以下においては，アンケート調査やパブリックコンサルテーションの結果とともに，当初提案からの修正提案についてみていく．

3.1 Eurobarometer 調査

2016 年 7 月に Eurobarometer 調査が行われた．この 27000 人のユーロバロメーター調査対象のうち大半の人がが，オンラインの通信やオンライン上のプライバシーや個人情報について非常に重要だと回答しているとの結果が公表されている[18]．

具体的には，72 パーセントの回答者がオンライン上のインスタントメッセージの機密性保持が重要だと考えており，71 パーセント以上の回答者は，たとえ，新しい，使いたいと思うようなサービスを企業が提供していたとしても，消費者の許可なしに情報が利用されることについて受け入れられないとし，また，コンピューターやスマートフォンやタブレット上の個人情報へのアクセスについても，78 パーセント以上の回答者が，許可のある時

ⓒ 2019 Information Processing Society of Japan

に限ってアクセス可能とすべきであるとしている. また，メッセージや通話については，そのメッセージや通話の送り先の相手だけが見ることができるように，暗号化されるべきであると 91 パーセント以上の回答者が考えているという[19].

3.2 パブリックコンサルテーションの結果

パブリックコンサルテーションも，すべてのステイクホルダーを対象に，2016 年 4 月 12 日から同年 7 月 5 日までの間におこなわれた．このパブリックコンサルテーションによって，市民からの 162 の回答，産業界からの 186 の回答, e プライバシー指令を国内において執行する機関を含めた公的機関からの 40 の回答と, 市民社会の団体からの 33 の回答が集められた[20].

パブリックコンサルテーションの結果，市民と消費者と市民社会の団体のうち 83 パーセントはかかる規則案を有益と評価したのに対し, 産業界からは 63 パーセントの「特に有益とは思われない」とする回答が得られている．また，76 パーセントの市民や消費者や市民社会の団体は既存の e プライバシー指令では不十分で効果があまりなかったとしていたのに対し, 産業界の 57 パーセントは，既存の e プライバシー指令ですでに十分な目標達成がなされたと回答したことが公表されている．また，76 パーセントの市民や消費者や市民社会の団体と, さらに，執行を担う公的機関のうち 93 パーセントが, 規則は部分的にであれ，OTT (over-the-top)を包含すべきであると回答したのに対し，産業界は，42 パーセントが OTT を規制対象に含めることに反対し，36 パーセントが賛成するというように分裂していたということも公表されている[21].

このような結果を受けて，GDPR の規則に合わせて利用者に対する高いレベルのプライバシーや機密性を保証するために，検討が進められることとなった.

3.3 e プライバシー規則提案の具体的内容

3.3.1 適用の拡大について

現在の e プライバシー指令においては VoIP やメッセンジャーやクラウドメールなどを含む OTT サービスには，伝統的な通信（テレコム）サービスで要求されてきたような通信の秘密の保護義務が課されてきていなかったところ, その通信の秘密保持について OTT にも拡大することが提案されている[22]. また, IoT 機器が急速に増加し，利用されるようになってきていることから，M2M 通信についても規制を拡大すると提案されている[23].

3.3.2 電子通信データの保護, 端末に保存された情報や関連情報の利用に関する制約について

e プライバシー規則案の具体的内容は，主なものとしては，以下のものがある．電子通信データの保護としての秘密性の定め（5 条），電子通信データの処理が認められる場合の定め（6 条），エンドユーザーの端末に保存された情報や関連した情報の保護に関する定め（8 条）と，エンドユーザーの端末から発信された情報の取得オン禁止に関する定め（8 条 2 項），そしてエンドユーザーが利用するサービスの正当な目的のために必要であり比例的にも均衡がとれた適切な場合に情報利用の同意が不要としていること（前文 21）とともに，GDPR における利用者の同意の定義を利用しつつ（9 条），同意の技術設定や同意の撤回可能な定めや(9 条 3 項), プライバシー設定についての同意を得る必要性（10 条）などである[24].

3.3.3 規則の適用範囲とエンフォースメント

規則案は，EU 域内に存在するエンドユーザーを対象にサービスを提供し，EU 域内のエンドユーザーの端末情報を得る場合に適用される．例外は認められるが，域外企業であれば，域内に代表者を設置する必要も定められている(3 条)．また，エンフォースメントについては，各国のデータ保護監督機関が GDPR の執行とともに行い(18 条)，制裁金については，GDPR と同様に，売上高の 4 パーセントか 2000 万ユーロもしくは売上高の 2 パーセントか 1000 万ユーロが課される可能性がある（18 条，23 条）[25].

3.4 その後の検討経緯 1—第 29 条作業部会

欧州委員会によって e プライバシー指令を規則とする e プライバシー規則案が提案されたのち，2017 年 4 月に第 29 条作業部会が当該規則案に対して意見を公表している[26].

その意見によれば, まず, 基本的に第 9 条作業部会は，2017 年 1 月 10 日からの e プライバシー規則に関する欧州委員会の提案について，規制手段としての「規制」の選択を歓迎するとしている[27]．指令ではなく規制とすることにより，規則が EU 全体で統一され，監督当局と組織の両方に明確性がもたらされ，さらに，欧州一般データ保護規則（GDPR）との整合性を保つことも役立つとしている．とくに，GDPR は EPrivacy 規則の執行に対して責任を負うため，コンプライアンスの監視に対して同じ責任を負わせるという選択によってさらに強固なものとなる，とした.

また，同時に，補完的な法的手段（の維持）の選択についても，とくに通信の秘密および端末機器の保護に関して，GDPR によって対処されていない特定の特性がありるとして，通信の機密と端末機器の保護の種類のサービスに関する補足規定は，端末機器の機密性を含むプライバシーに対する基本的権利および通信の秘密性に関する適切な保護を確実にするために必要とした．この点に関して，すでに当初提案で提案されている幅広い禁止事項と狭い例外事項の規定，さらに，同意の概念の範囲を絞った適用による，基本的なアプローチを支持するものとした.

また，第 29 条作業部会は，Over-The-Top（OTT）のプ

ⓒ 2019 Information Processing Society of Japan

ロバイダーによって提供されている手段と，より伝統的なコミュニケーション手段とは機能的に同等であると考えており，プライバシーと秘密性に影響を与える可能性が同様にある OTT のサービスを包含する規則提案による規制対象の範囲の拡大を指示している．規則案がコンテンツと関連メタデータを明確に網羅し，メタデータが非常に機密性の高い EU の人たちの通信に関するデータを明らかにする可能性がある，とした．

もっとも，以下の点については懸念が示されている．すなわち,端末装置の位置の追跡に関して,具体的には,コンテンツとメタデータの分析が許可される条件に関する端末装置とソフトウェアのデフォルト設定，およびトラフィキングウォールに関しては，提案された規制は GDPR の下で享受される保護のレベルを下げるため，GDPR で保護されるレベルより下がるレベルのものを提案すべきでないとする．具体的には，トラフィキングウォール（追跡の許可をアクセス条件として求める）ことは明確に禁止されるべきであるとした．トラフィキングの同意に関しては，トラフィキングウォールの明示的な禁止，すなわち，サービスへのアクセスを望んでいる場合に追跡を同意することをユーザーに強制する選択を残すことが求められる，とした

また,コンテンツとメタデータの両方に対する,GDPR と同じか，またはより高いレベルの保護を保証するための具体的な提案がなされるべきであるとしている．たとえば，ＷｉＦｉ追跡に関して，データ収集の状況および目的に応じて，ＧＤＰＲの下でのそのような追跡は，同意の対象となる可能性が高いか，または収集された個人データが匿名である場合にのみ実行され得るので，GDPR と同様の保護がなされるべきであるとした．コンテンツとメタデータの分析に関しては，すべてのエンドユーザー（送信者と受信者）の同意なしに通信データを処理することは禁止されているということが原則となるとした．

さらに,端末機器とソフトウェアがデフォルトでプライバシー保護設定を提供し，インストール中にこれらのデフォルト設定を確認または変更する明確なオプションをユーザーに提供することを推奨するとしている．ユーザーによる設定は使用中に簡単にアクセスできる必要があり，ユーザーは，自分のブラウザ設定を介して特定の同意を通知できるようにする必要があります．プライバシーの嗜好は，第三者による妨害やクッキーに限定されるべきではないため，Do Not Track に関する標準の義務が順守されるべきであるとした．

3.5 その後の検討経緯 2—欧州議会 LIBE（市民的自由・司法・内務委員会）からの意見[28]

その後の欧州議会での検討においては，利用者の同意なしに利用者の端末装置に保存されている情報にアクセスしたり，ソフトウェアや情報をインストールまたは配置したりすることから保護するという委員会の提案の目的を歓迎する(第 8 条に関して)との意見が述べられた．

しかし，欧州委員会が提案した体制は高レベルの保護を完全に保証するものではないどころか，GDPR によって提供されるものをさらに低下させる可能性がある，とした．端末機器で処理または保存された情報，あるいは他の機器またはネットワーク機器への接続中に処理された情報（無料 Wi-Fi，ホットスポットなど）は個人の非常に機密性の高い詳細を明らかにする可能性があるとした．提示された改正は GDPR との法的な一貫性を確実にする必要があるところ，この点に関して，ユーザーの端末機器またはそれによって発せられた情報へのアクセスを許可する条件については適切であり（第 8 条（1)），いわゆる「トラフィキングウォール」の禁止，ユーザーの同意の条件は GDPR と一致しているものとしてアクセス解析の要件厳格化について修正がなされた（第 8 条（1) 1b)）．さらに，Web オーディエンス測定のための分析ツールの使用は，実際に使用される技法を考慮し，この情報がこの特定の目的のために排他的に使用されるようにするために明確に定義されていることも必要なこととされた．

さらに，第 8 条（2）において，例えば Wi-Fi または Bluetooth 信号に基づいて行われる端末装置の位置の追跡についても，GDPR の規制と一致するように修正された（物理的追跡の保護の強化）．

第 10 条は,他の当事者が端末機器に情報を保存したり,機器に保存された情報を処理したりすることを防ぐために使用されるツールおよびソフトウェアのプライバシー設定の選択肢（Do-Not-Track メカニズム）デフォルト設定でできるようにすべきとしたものであり，その方向で修正がなされるべきとした．

4. e プライバシー規則案で問題となる今後の検討課題

今後の検討課題のうち重要なものは，OTT を対象とするかどうかがまず考えられるが，この点については，メッセンジャーなどにおける通信についても通信の秘密を守ってもらう方向に拡大することで今後の規則案の変更はないように考えられる．

IoT 機器が増大していることから，M2M 通信を対象にすることが提案されているが，この点については，同意の取得をどのようにとるのかという問題が残っている．M2M 通信も含めるということとなった場合，現在でも困難な同意取得をどのようにするのか，IoT 機器を製造するメーカーの仕様をどのようにするのかということも含めて，販売対象に EU 圏内の人が含まれている場合にどのように対応すればよいのかメーカー等が対応に困る，

ⓒ 2019 Information Processing Society of Japan

という問題が生じてくる可能性がある．

さらに，トラッキングウォールを許容するかどうかという点も問題となる．さらに，ブラウザにおけるプライバシー設定をどのように変えていくのかという問題も生じる．

5. おわりに

通称クッキー法とも呼ばれる e プライバシー規則案が実際に施行されることとなった場合，クッキー取得に関する各企業のウェブサイトへの規制が強くなりすぎ，多くの消費者がこれまで享受してきたサービスが有料化するといった影響が出るのではないかというような検討がなされている．しかし，実際に影響がどのようなものとなるのかは不明である．少なくとも，GDPR を補完する特別法として，GDPR よりも厳しい規制を課すことは確実である．

そうすると，プライバシーへの配慮とクッキー取得に対する合意を求める規制のバランスをとるような形で，現在以上に，ウェブサイト閲覧履歴に関するウェブサイト閲覧者のコントロールが拡大することが考えられるが，そのことが現在のサービスを大きく変えるということにまではならない可能性も十分にある．もちろん，域外適用といったことや，制裁金のことを考えると対策が必要なサイトが増えることは確かであろうと考えられるが，いきなり制裁金という形にならないような，手続き的な整備も図られるべきことも含め，今後の検討状況によって，どのような対策がそれぞれの企業に求められるのかということも変わってくる可能性が高い．

たとえば，同意以外の処理手段をどの程度認めるのか，例外によって認められる範囲はどのくらいかといったことなどは今後の検討課題のままである．

GDPR が完全施行されて半年以上がたち，報道によれば，Google に対してフランスの CNIL が欧州連合（EU）の個人情報保護ルールの一般データ保護規則（GDPR）に違反したとして，仏当局が米グーグルに 5 千万ユーロ（約 62 億円）の制裁金を命じたという[29].

GDPR 違反の制裁金は最大で売上高の 4%などと定められており，今回 CNIL による制裁額は約 62 億円のため，約 12 兆円に上る，グーグル親会社の 17 年の売上高と比べて軽微ともいえるといった報道もなされているが，2000 万ユーロは超えていることもあり，このような制裁が実際に科されるリスクが増えるということを示している例でもある．

CNIL の例にように，制裁金を科されるリスクがあることを含め，規制対象の拡大は影響力が大きい．クッキー取得の同意の態様や例外をどのように認めていくかによって，今後の EU 圏内とつながるインターネット世界(当然，日本も含まれている)の変化が，利用者のプライバシー保護にとってはよい方向に，しかし利便性という点やコストの点では不便な方向になる可能性がある．

参考文献

[1] European Commission, Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC (Regulation on Privacy and Electronic Communications) COM/2017/010 final - 2017/03 (COD)., p.2, EXPLANATORY MEMORANDUM.
[2] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC (Regulation on Privacy and Electronic Communications) COM/2017/010 final - 2017/03 (COD). See, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017PC0010&from=EN （2019 年 1 月 22 日最終閲覧）
[3] How EU's ePrivacy law could impact publishers SEPTEMBER 26, 2017 by Jessica Davies https://digiday.com/media/guide-eus-eprivacy-regulation/（2019 年 1 月 22 日最終閲覧）
[4] https://ec.europa.eu/digital-single-market/news-redirect/37205
[5] Ibid.
[6] デジタル単一市場戦略の内容は，第一がＥＵ全域における電子商品や電子サービスへのオンラインアクセスの向上，第二がデジタルネットワークやデジタルサービスのための適切な環境づくり，第三がデジタル経済の潜在力の最大化という三つの柱に分けられていた．See, European Commission, *A Digital Single Market Strategy for Europe*, 6 May 2015, COM(2015) 192 final.
[7] Ibid. デジタル単一市場戦略の第一の柱に関するものが①加盟国間を横断する電子商取引を簡便化するための立法提案（以下かっこ内は目標年，2015 年），②ネットショッピング等に関する消費者保護規約の強化（2016 年），③宅配サービスの整備（2016 年），④不正アクセス拒否（ジオブロッキング）の撲滅のための立法提案（2015 年），⑤オンライントレード等，欧州のデジタル市場における不当競争の実態の特定（2015 年），⑥著作権枠組みの整備に関する立法提案（2015 年），⑦「衛星およびケーブルに関する指令」の見直し（2015～2016 年），⑧（加盟国毎に異なる）ＶＡＴ税制体制から生じる税務負担等を軽減する立法提案（2016 年）であった ．第二の柱に関するもののうち，⑨現在のＥＵの通信法制の抜本的見直しとそのための立法提案（2016 年），⑩「視聴覚メディアサービス指令」の見直し（2016 年），⑪検索エンジンやソーシャルメディア等のオンラインプラットフォームに関する違法コンテンツの検証も含めた総合的検証（2015 年），⑫個人情報保護に関する「e-プライバシー指令」の見直し（2016 年），⑬サイバーセキュリティー産業との公私協働体制の構築（2016 年）であった．そして，第三の柱に関するものは，⑭ＥＵ域内で自由なデータの移動を可能とするための欧州クラウドイニシアティブの立ち上げ (2016 年), ⑮ＩＣＴ標準化の採択と公共サービスのための欧州相互運用枠組みの拡大(2015 年), ⑯ビジネスに関する登録情報を共有できる仕組み等に関するイニシアチヴを包含した新しい電子政府（e-government）に関する行動計画 (2016 年)であった ．
[8] EU 市民や EU 域内の住民の政治的，社会的，経済的権利を法的に定める欧州連合基本権憲章は 2000 年に起草，公布されたもので，リスボン条約の発効によって法的拘束力を持つこととなった．訳について，内村國臣・小林勝（試訳）「欧州連合基本権憲章」を参照．
http://www.cgu.ac.jp/Portals/0/data1/cguwww/03/14_0102/047-13.pdf（2019 年 1 月 22 日最終閲覧）
[9] 同上．
[10] Article 16, 1. Everyone has the right to the protection of personal data concerning them. See, Consolidated versions of the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union - Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union - Protocols - Annexes - Declarations annexed to the

ⓒ 2019 Information Processing Society of Japan

Final Act of the Intergovernmental Conference which adopted the Treaty of Lisbon, signed on 13 December 2007,
Official Journal C 326 , 26/10/2012 P. 0001 – 0390.
[11] Above note 2, 2017/0003(COD), Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC (Regulation on Privacy and Electronic Communications).
[12] About Digital Privacy,
https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/online-privacy. （2019 年 1 月 22 日最終閲覧）
[13] European Commission, Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC (Regulation on Privacy and Electronic Communications)
COM/2017/010 final - 2017/03 (COD)., p.17-18.
[14] Above note 12.
[15] Ibid.
[16] Ibid.
[17] Above note 1.
[18] See,
https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/eprivacy-consultations-show-confidentiality-communications-and-challenge-new-technologies-are. （2019 年 1 月 22 日最終閲覧）
[19] Ibid.
[20] Ibid.
[21] Ibid.
[22] 2017/0003 (COD)
Proposal for a
REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL
concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC (Regulation on Privacy and Electronic Communications)
(11).
[23] 2017/0003 (COD)
Proposal for a
REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL
concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC (Regulation on Privacy and Electronic Communications)
(12).
[24] Above note 2, see,
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017PC0010&from=EN （2019 年 1 月 22 日最終閲覧）
[25] Ibid.
[26] Opinion 01/2017 on the Proposed Regulation for the ePrivacy Regulation (2002/58/EC) - wp247.
[27] Ibid., pp. 3-4.
[28] Report on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC (Regulation on Privacy and Electronic Communications),
(COM(2017)0010 – C8-0009/2017 – 2017/0003(COD)), 23 October 2017.
[29] The CNIL’s restricted committee imposes a financial penalty of 50 Million euros against GOOGLE LLC
21 January 2019 See,
https://www.cnil.fr/en/cnils-restricted-committee-imposes-financial-penalty-50-million-euros-against-google-llc. （2019 年 1 月 22 日最終閲覧）
また，参照，「EU 個人情報規則 「説明・同意」を厳格適用 グーグル違反に制裁金 62 億円」2019 年 1 月 23 日付日本経済新聞朝刊記事.

ⓒ 2019 Information Processing Society of Japan